

○国家公安委員会規則第八号

刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年七月五日

国家公安委員会委員長 松本 純

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第一条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(用語の定義等)

第二条 「略」

2 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号。以下「法」という。)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。

一 不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの

「イ」ト 略」

チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの

二 人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの

三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させる

改正前

(用語の定義等)

第二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

「イ」ト 同上」

チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの

二 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの

三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させる

ような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの

イ 刑法第七十七条（強制性交等）、第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）及び第二百三十六条（強盗）の罪

「ロ」へ 略」

ト イからへまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの

ような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの

イ 刑法第七十七条（強姦<sup>かん</sup>）、第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）及び第二百三十六条（強盗）の罪

「ロ」へ 同上」

ト イからへまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮<sup>かん</sup>に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警備業の要件に関する規則の一部改正)

第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(重大な不正行為)

第一条 警備業法(以下「法」という。)第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。

一 「略」

二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十条第一項、第一百十二条、第一百七十条第一項、第一百九十条、第二百十条、第二百二十五条から第二十八条(第二百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第四百四十六条、第七十七条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第八十条(第一百七十七条、第七十八条第二項及び第七十九条第二項に係る部分に限る。)、第八十一条第二項、第九十九条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四十二条、第二百五条、第二百二十五条から第二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条(第二百四十七条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三号又は第二百五十六条第二項に規定する罪

改正前

(重大な不正行為)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百十条第一項、第一百十二条、第一百七十条第一項、第一百九十条、第二百十条、第二百二十五条から第二十八条(第二百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第四百四十六条、第七十七条、第七十八条(第七十七条及び第七十八条に係る部分を除く。)、第七十九条(第七十七条及び第七十八条に係る部分を除く。)、第八十一条(第八十一条に係る部分を除く。)、第九十九条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四十二条、第二百五条、第二百二十五条から第二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三十六号まで、第二百三十八号から第二百四十一条まで、第二百四十六条、第二百四十八号から第二百五十条(第

「イ」シ 略」

三 「略」

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十九条第二項、第四百八十条(第四百七十七条及び第四百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百八十一条第二項(第四百七十七条、第四百七十九条第二項及び第四百八十条に係る部分に限る。)、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第四百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五三条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第二四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。

二百四十七条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪

「イ」シ 同上」

三 「同上」

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 「同上」

一 「同上」

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十八条の二(第四百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百七十九条(第四百七十七条及び第四百七十九条に係る部分に限る。若しくは第三項(第四百七十八条の二及び第四百七十九条に係る部分に限る。)、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第四百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十

）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇五十八 略〕

六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第五百五条の二、第七十五条、第七十七条、第七十九条第二項、第八十条(第七十七条及び第七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条、第七十九条第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、から第四項まで、第二百二十八条(第二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第五百五条の二、第七十五条、第七十七条、第七十八条の二(第七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七十九条(第七十七条及び第七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条及び第七十九条に係る部分に限る。若しくは第三項(第七十八条の二及び第七十九条に係る部分に限る。)、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二

第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十四條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 略〕

十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為等)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

一 「略」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第五百五条の二、第七十五条、第七十七条、第七十九條第二項、第八十条(第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七條、第七十九條第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十五條から第八十七條まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項(第二百五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八條(第二十二五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び

改正前

(暴力的不法行為等)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三條、第四百條、第五百五條の二、第七五條、第七十七條、第七十八條の二(第七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七十九條(第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一條第二項(第七十七條及び第七十九條に係る部分に限る。)若しくはは第三項(第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。)、第八十五條から第八十七條まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項(第二百五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八條(第二二十五條、第二百

第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 略〕

十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第五条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十九条第二項、第四百八十条（第四百七十七条及び第四百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一条第二項（第四百七十七条、第四百七十九条第二項及び第四百八十条に係る部分に限る。）、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三

改正前

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「同上」

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十八条の二（第四百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百七十九条（第四百七十七条及び第四百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一条第二項（第四百七十七条及び第四百七十九条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第四百七十八条の二及び第四百七十九条に係る部分に限る。）、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三

十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）  
、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）  
若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号に  
おいて同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三  
十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る  
。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九條に係る部分  
に限る。）又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する  
罪  
〔三〇五十八 略〕

びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部  
分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十  
五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條  
に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条  
（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、  
第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百  
四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九條  
、第二百五十条（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二  
百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪  
〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。



(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安

委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第五百五条の二、第七十五条、第七十七条、第七十九條第二項、第八十条(第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七條、第七十九條第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十一条から第八十七條まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項(第二百五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八條(第二百五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第五百五条の二、第七十五条、第七十七條、第七十八條の二(第七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第七十九條(第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七條及び第七十九條に係る部分に限る。)若しくは第三項(第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。)、第八十一条から第八十七條まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項(第二百五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八條(第二百五條、第二百二

第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十四條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 略〕

十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一條に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪

〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十九条第二項、第四百八十条(第四百七十七条及び第四百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百八十一条第二項(第四百七十七条、第四百七十九条第二項及び第四百八十条に係る部分に限る。)、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十八条の二(第四百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百七十九条(第四百七十七条及び第四百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百八十一条第二項(第四百七十七条及び第四百七十九条に係る部分に限る。若しくは第三項(第四百七十八条の二及び第四百七十九条に係る部分に限る。)、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条の三、第二百三

十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）  
、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）  
若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪  
〔三〇五十八 略〕

びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪  
〔三〇五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）

）第一条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第八十一条第三項、第二百四十一条又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規則第一条第二号エに掲げる罪とみなす。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行前にした第四条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び同法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。